

■ 4条1項11号

不服 2022-003358

<本願商標>

COLOR MAGIC

第3類「歯磨き，メイクアップ用化粧品（ペット用化粧品を除く。），香料，薫料，つや出し剤」

※補正後の指定商品

<結論>

原査定を取り消す。

本願商標は、登録すべきものとする。

<原査定理由>

引用商標：**COLOUR MAGIK**

第3類「Shampoos for pets; deodorants for pets; pet spray for cosmetic purposes; animal spray for cosmetic purposes.」 ※マドプロ

（参考訳）

第3類「愛玩動物用シャンプー，愛玩動物用消臭剤，化粧用の愛玩動物用スプレー，化粧用の動物用スプレー」

<理由>

※読みやすくなるように、以下、当事務所にて下線や改行等を挿入しております。

（1）本願商標について

本願商標は、「COLOR MAGIC」の欧文字を表してなるところ、その構成文字に相応して「カラーマジック」の称呼を生じるものであり、その構成中、「COLOR」の文字は「色、色彩」等を、「MAGIC」の文字は「魔法、魔術」等（出典：いずれも株式会社研究社 新英和中辞典）を、それぞれ意味する平易な英単語であることから、「COLOR MAGIC」の文字全体からは、「色の魔法」ほどの意味合いを理解させるものである。

よって、本願商標からは、「カラーマジック」の称呼が生じ、「色の魔法」の観念が生じるものである。

(2) 引用商標について

引用商標は、「COLOUR MAGIK」の欧文字を表してなるところ、その構成文字に相応して、「カラーマジック」、「カラーマギク」の称呼を生じるものであり、その構成中、「COLOUR」の文字は「色、色彩」等を意味する（出典：株式会社研究社 新英和中辞典）平易な英単語であるものの、「MAGIK」の文字は辞書等に載録のないものであって、特定の意味合いを想起させることのない一種の造語と認められるものであるから、「COLOUR MAGIK」の文字全体からは、特定の観念を想起させない造語を表したとも理解されるとみるのが相当である。

よって、引用商標からは、「カラーマジック」、「カラーマギク」の称呼が生じ、特定の観念を生じないものである。

(3) 本願商標と引用商標の類否について

本願商標と引用商標の類否について検討するに、上記（1）及び（2）のとおり、外観については、両商標はその構成文字数が10文字又は11文字と相違する上、その構成文字においても、「U」の有無及び「C」と「K」において相違することから、外観において相紛れるおそれはないものである。

次に、称呼については、本願商標は「カラーマジック」の称呼を生じるのに対し、引用商標は「カラーマジック」又は「カラーマギク」の称呼を生じるところ、両商標は「カラーマジック」の称呼を同一にし、本願商標の「カラーマジック」の称呼と引用商標の称呼の一つである「カラーマギク」の称呼は、第5音又は第6音において、「ジッ」と「ギ」の音の差異を有するものである。そして、該差異音の「ジッ」の音は、促音「ッ」を伴うことにより、強く明瞭に発音し聴取されるものといえるから、この差異が称呼全体に及ぼす影響は大きく、両称呼をそれぞれ称呼したときは、全体の音調、音感が相違し、十分に聴別し得るものである。

さらに、観念については、本願商標からは「色の魔法」の観念が生じるのに対し、引用商標からは特定の観念が生じないものであるから、両商標は、観念上、相紛れるおそれはない。

そうすると、本願商標と引用商標とは、引用商標から生じる複数の称呼のうち、一つの称呼を共通にする場合があるものの、外観及び観念において相紛れるおそれはないものであるから、両者の外観、称呼、観念等によって取引者、需要者に与える印象、記憶、連想等を総合して全体的に考察すれば、互いに相紛れるおそれのない非類似の商標というのが相当である。

(4) まとめ

以上のとおり、本願商標と引用商標とは、非類似の商標であるから、本願商標と引用商標の指定商品の類否について検討するまでもなく、本願商標は、商標法第4条第1項第11号に該当しない。

したがって、本願商標が商標法第4条第1項第11号に該当するとして本願を拒絶した原査定は、取消しを免れない。

その他、本願について拒絶の理由を発見しない。

よって、結論のとおり審決する。

弁理士コメント

本願商標「COLOR MAGIC」と引用商標「COLOUR MAGIK」は、引用商標から生じる複数の称呼のうち、一つの称呼を共通にする場合があるものの、外観及び観念において相紛れるおそれはないものであるから、両者の外観、称呼、観念等によって取引者、需要者に与える印象、記憶、連想等を総合して全体的に考察すれば、互いに相紛れるおそれのない非類似の商標というのが相当である、と判断されました。

まず、個人的には、本審決の判断はかなり微妙であったのではないかという印象です。たしかに、前半の「COLOR」と「COLOUR」の違いにより、両商標の文字数は異なりますが、多くの一般的な日本人にとっては、ほぼ同一の語と理解・認識されるのが普通と言えるのではないのでしょうか。

そうすると、後半の「MAGIC」と「MAGIK」の違いの方がポイントになりそうですが、「MAGIC」ほど我が国で親しまれた英単語であれば、たとえ称呼が同じになる場合があるとしても、一目見れば簡単に「MAGIK」との判別が可能だという考え方もできると思われます。そして、前半部分の文字数の違いも考慮すれば、商標全体として外観から受ける印象は、かなり異なるとも言えそうです。

このように、両商標の外観上の差異が比較的大きいと考えられることを踏まえると、これらを非類似とした本審決の結論については、ある程度は納得できると当職は考えます。

とはいえ、両商標の文字同士をただ見比べるのと、実際に両商標が商品について使用された状況で判別するのとでは、幾分変わってくるであろうとも思います。仮に、両商標が同種の商品に実際に使われている場合に、もし自分がお使いを頼まれたら、間違って買って帰る可能性もそれなりに高いように思われます。

もっとも、本件の場合、引用商標は指定商品からもわかるように、すべて「ペット用（動物用）」の商品に使われるものです。Googleで検索してみても、現在、引用商標が実際に使用されているのはペット用品だけのように見受けられます。

本願商標の指定商品は何度か補正されていますが、最終的に抵触する商品については、「（ペット用化粧品を除く。）」という限定がなされていることから、両商標が併存登録される状況になっても、こういった心配は当面はなさそうです。もしかすると、このような事情も、両商標が非類似と判断される上で、前提として考慮されたのかもしれませんが。

なお、審決では、本願商標からは「色の魔法」の観念が生じるとされていますが、個人的には「色の魔法」というものが具体的に想起できないことから、この点については疑問です。

（弁理士 永露 祥生）

< 2022年11月24日 >